

気候変動枠組条約及び京都議定書の動向

環境省地球環境局地球温暖化対策課国際対策室

1. はじめに

昨年の夏は、日本は冷夏となったが、欧州では熱波の影響で数多くの死者が出た一方、今年の夏は、日本では足立区で42℃を超えるなど、観測史上最高級の猛暑となり、欧州では冷夏となった。そのほか、米国では強烈なトルネードが猛威を奮い、大きな被害を出している。

地球温暖化が進行すれば、こうした異常気象が頻発することや、海面の上昇、洪水の多発、食糧難、疫病の流行など、人類の生存基盤に大きな影響を与えることが予測されており、まさに地球温暖化対策はまったなしの状況にある。

2. 気候変動枠組条約及び京都議定書を巡る国際交渉の経緯

気候変動枠組条約（以下、条約）は、地球温暖化についての研究の進歩と、早急に対策を講じるための枠組み構築の必要性についての国際的な認識の高まりにより、1992年に採択された。そこでは、「共通だが差違ある責任及び各国の能力に従い、気候系を保護」することなどが定められた。

一方、具体的な削減数値目標を持たない条約では、対策が十分に進まないことなどから、まずは先進国が削減数値目標を掲げ、率先して対策に取り組むことを定めた京都議定書（以下、議定書）が、京都会議（COP3）での厳しい国際交渉を経て採択された。

その後、吸収源や京都メカニズムのルールなど、議定書を実施するための細部を定めた「マラケシュ合意」が採択されたことにより、多くの先進国にとって議定書は締結可能なものとなり、我が国も2002年6月に締結するに至った。

また、本年は12月に第10回目の締約国会合（COP10）がアルゼンチンで開催予定とされている。

3. 気候変動枠組条約と京都議定書の批准状況

本年10月18日現在で、条約は188カ国及びEUが締結をしており、議定書は、米国やロシア、オーストラリアなどをのぞいた125カ国及びEUが締結をしている。

議定書については、米国またはロシアの締結をもって発効要件（注1）を満たすこととなるが、米国ブッシュ政権の議定書からの離脱宣言により、各国はロシアの議定書締結に期待を寄せていたところ、本年9月30日、ロシアは議定書を締結すると法案を政府決定し、10月7日に同法案は下院に提出された。10月18日現在、法案は下院で審議されている状況にある。ロシアの締結後、90日を経て、議定書は発効することとなり、議定書はCOP3での採択より7年を経て、ようやく動き出そうとしている。

4. 京都議定書の次期枠組みの検討について

議定書は、長期的な地球温暖化対策の重要な第一歩ではあるものの、それは小さな一歩にすぎない。今後、継続的に温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、議定書の次の国際的な枠組みも必要となる。

議定書には、2005年に次期約束期間について検討を開始することが規定されており（注2）、中央環境審議会では、地球環境部会の下に専門委員会を設け、来年にも始まるであ

ろう次期枠組みについての国際交渉に備えるべく、精力的な検討を行っているところである（注3）。

5. おわりに

地球温暖化問題は、今後100年以上の長期にわたる人類全体の問題である。国際交渉においては、先進国と途上国の対立や、大国の利害などがからみ、時として迷走することもあるが、地球というかけがえのない人類全体の共通財産を子々孫々へと譲り渡していくため、各国は今後も協調して地球温暖化問題への対策を講じていかねばならない。

【脚注】

注1 京都議定書の発効要件は、①55カ国以上の国が締結していること、②締結した附属書I国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書I国の合計の排出量の55%以上であること、の2つ。①は既に満たしており、②の要件を満たすためには米国又はロシアの締結が必要。

注2 3条9項。

注3 「気候変動に関する国際戦略専門委員会」。審議経過の詳細は環境省HPを参照。

(<http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06.html>)

